

(仮称)市民協働推進センター
設立に向けた提言書

平成20年10月

西東京市協働推進検討委員会

目 次

はじめに	1
設立の目的	2
設置の理念	2
必要な機能	3
望まれる運営のあり方	6
今後の課題	10
【資料】	
（仮称）市民協働推進センター設置予定地	11
西東京市協働推進検討委員会設置要綱	12
西東京市協働推進検討委員会委員名簿	13
検討の経過	14
第3回協働推進検討委員会・ワークショップ概要	15
市民との意見交換会・概要	19
用語解説	21

はじめに ～市民一人ひとりがまちづくりの主役となるために～

西東京市では、平成10年の特定非営利活動促進法制定以前より、地域の様々な課題に対して市民が主体となった取り組みが活発に行われています。平成20年までに市内に68ものNPO法人が設立されており、NPO法人以外でも、公益性の高い課題に積極的に取り組む団体が増えています。

こうした中、西東京市では、市民と市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、平成14年に市民参加条例が制定されました。また、平成15年には、市の職員向けに「市民活動団体との協働の基本方針」(以下、「基本方針」という)が作成され、この中で「相互に対等な関係のもと、お互いの特性や立場を理解したうえで、共通する課題の解決や目標の実現に取り組む」という協働の考え方が示されています。

さらに、平成16年に策定された西東京市基本構想・基本計画では、「協働で拓くまちづくり」として、市民・企業・行政等が共に力を合わせてまちづくりを進める方向性が示されました。平成20年2月には、基本方針の見直しが行われ、市民にも活用されるものとする中で、さらなる協働の促進を図り、多様な主体により地域課題を解決していくことが目指されています。

このように、市民のニーズの多様化・複雑化に伴い、もはや行政だけで地域の公益的なサービスを提供していくことは困難となっています。今後、私たちのまちを住みやすいまちとしていくためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役として、その力を最大限に発揮できる仕組みが求められているのです。

協働推進検討委員会では、基本方針のひとつである「協働しやすい環境の整備」を受けて、田無駅南口駅前にあるイングビル内に設置される(仮称)市民協働推進センター(以下、「センター」という。)に望まれることについて、市民や市民活動団体の視点から検討を行ってきました。

議論を重ねる中で、市民主体のまちづくりを行うには、地域の課題に対応する市民の力を高めるとともに、市と市民活動団体だけでなく、様々な主体の組み合わせによる協働を推進していくことが重要であるという方向性が見えてきました。

このような考えのもと、これまでの検討結果に基づき、センターの理念や基本的機能、運営のあり方について提言します。

設立の目的

センターの目的は、市民の多様な活動とまちづくりの拠点として、ハードとソフトの両面から市民活動を支え、市民同士、市民と企業、市民と行政など、地域における様々な主体の組み合わせによる協働を推進していくことです。

市民活動の一層の活性化と広がりや新たな活動の担い手の育成など、多角的なサポートが行われることで、様々な形の協働が創出され、市民生活の一層の向上につながっていくことが期待されます。

設置の理念～あつまる、つなげる、ささえる～

センターを市民活動や協働によるまちづくりなどを推進する拠点としていくためには、次のようなあり方が望まれます。

多様な人が「あつまる」

まず、地域で市民活動をしたいと考えている多様な人たちが、自由に集まることのできる場所であることが求められます。明るく安心感がある雰囲気づくりを行うことで、初めて訪れる人や市民活動に不慣れな人でも入りやすく、大勢の人が集まる場所とすることが大切です。

多様な人を「つなげる」

また、人と人とのつながりを創出する機能を備えていることも重要です。様々な価値観を持った人たちが出会うことで新たな発見や協働の取り組みが生まれ、創造的なまちづくり活動や市民意識の向上につながることを期待されます。

多様な活動を「ささえる」

さらに、地域活動に携わる市民を、様々な面からの確にサポートできる体制が整っていることも不可欠な要素です。そのため、センターで働くスタッフには、市民活動や協働に関する理解があり、地域の課題に積極的に取り組む市民を支える能力と意欲のあることが求められます。

必要な機能

上記の理念を具体化するためのセンターの基本的な機能としては、「相談、情報提供」「人材養成、研修」「調査研究、啓発、政策提案」「コーディネート・ネットワーク」「場所・機材の提供」「活動資金の支援」の6つに分類できると考えられます。それぞれの機能の主な内容は、次のとおりです。

1 相談、情報提供

(1) 相談窓口

資金調達や助成金・補助金等の利用、広報紙・ホームページの作成、行政や企業、他団体との協働の進め方など、市民活動団体が活動を始める際や活動を継続していく上で生じる様々な課題・問題に対し、いつでも気軽に相談できる窓口が必要です。相談は団体に限らず、活動への参加相談や団体設立に関することなど、これから市民活動を行う個人に対しても行うことが求められます。

(2) 情報の集約・発信

市民活動をより活性化するためには、活動に直接携わっている団体や個人以外の参加者を増やしていくことが重要です。そこで、各団体の活動状況やイベント情報などの各種情報を集約し、把握するとともに、これらの情報を市民に対して提供することで、活動の輪を広げることが必要となります。

(3) 関連情報の集約・発信

団体間の連携を強化したり、幅広い分野における地域活動を推進したりするため、他の地域の市民活動情報や、市の条例・計画などの行政情報、人的資源情報、資金援助情報、企業のCSR情報など、市民活動に関する情報の集約・発信が重要であると考えます。また、センター自身の活動情報を適宜発信していくことも必要です。

2 人材養成、研修

(1) これから活動を始める人の発掘と支援

自分の経験や趣味を活かして、「ちょっと地域に貢献してみたい」と思う人が増えています。また、これまでにない新しい試みに挑戦したり、コミュニティビジネスの創業を模索したりする人もいると思われます。しかしながら、最初の一步として何をしたらいいのか、戸惑う人も多くいます。そこで、活動入門セミナーなどを実施し、市民活動に参加しやすい仕組みを構築することが重要です。

(2) 今活動を行っている人の養成

現在、市内には「自分たちの地域のことを自分たちで解決していく」動きが現れていますが、継続的に地域の課題の解決に取り組んでいくためには、安定的な活動が必要です。そのために、課題別のセミナー、市民活動団体の設立や協働に関するセミナー、市民活動団体の運営に必要な経営や広報など、各種の知識・ノウハウを学ぶ研修を実施し、人材を養成していくことが重要となります。

(3) 次世代を担う子どもの育成への協力

体験学習・体験プログラムの実施やボランティア活動の場の提供など、学習の各段階に応じた子どもたちの学びの場を創出し、地域の現状や課題について関心を深めてもらうことで、現在行われている市民活動を次世代につなげ、協働によるまちづくりを推進していくことができると考えます。

3 調査研究、啓発、政策提案

(1) 調査研究、啓発

社会的課題に関する調査・研究を行い、地域の状況や市民ニーズを的確に把握して、地域における市民活動の重要性や意義、効果に関する啓発活動を行うことにより、次々と生じる地域の課題に対して地域の中で対応できる社会としていくことができると考えます。また、市内の事例だけではなく、他自治体の先進的な事例を紹介することにより、市内の活動の活性化につなげることができます。

(2) 政策提案

地域の課題を解決していく上で、行政との協働が必要な場合があります。前述の調査・研究を活かしつつ、中間的な立場で行政への政策提案を行うことにより、活動をより効果的なものに広げていくことが期待されます。

4 コーディネート・ネットワーク

(1) 多様な地域活動主体間のコーディネート

地域活動は、目的や活動内容の異なる多様な主体により行われています。市民及び市民活動団体相互のネットワークづくりや協働事業の実施に向けたコーディネート、市民活動を行う意思のある人と市民活動団体とのニーズのマッチング、他の地域との交流の推進など、他の主体との連携を促進することにより、新しい創造的な活動が生まれることが期待できます。

(2) 市民活動と企業とのコーディネート

地域住民だけでなく、企業の間にも地域貢献に対する機運が高まっています。市民活動団体への資金提供者の紹介、企業と団体とのニーズのマッチング、協働事業のプログラム化などにより、企業と市民活動とを結びつけ、地域の力を有効に発揮できる取り組みを行うことが必要であると考えられます。

(3) 市民と行政とのコーディネート

公益的な活動を行う上では、行政と協働することにより、大きな効果が期待できる場合があります。行政と定期的に情報交換を行う場の設置や、市民と行政とのニーズのマッチングなど、協働の取り組みを支援する仕組みを作ることで、地域の課題の解決につながっていくと考えます。

5 場所・機材の提供

(1) 場所の提供

グループで地域の課題を検討するためには、気軽に集まることができる打ち合わせスペースが必要です。その際、お茶を飲みながら話すことができたり、子ども連れでも参加できたりするなどの工夫があると、より集まりやすいと考えられます。

(2) 機材の提供

市民活動を幅広く行っていくうえで、資料の作成や広報紙の発行などは欠かすことができません。その際、必要な情報を的確に収集することが求められます。そこで、資料を作成するための印刷機器やコピー機、パソコンを設置するとともに、インターネット環境を整備することが重要であると考えます。

また、多くの団体が連携することによって、地域のニーズに幅広く対応することができます。それぞれの団体が情報交換をし、得た情報によってお互いの長所を活かしながら協働していくために、団体ポストなどがあるとよいと考えます。

6 活動資金の支援

(1) 資金調達支援

市民活動団体を立ち上げ、安定的に運営を行うためには、活動資金を調達することが不可欠です。会員からの会費等以外の資金調達方法としては、市民活動を応援する助成金を活用することが考えられます。そこで、こうした助成金に関する情報の入手方法や申請書類の作成、プレゼンテーション準備への助言など、資金調達に関係する実践的な支援が重要となります。

(2) 活動支援に向けた助成金の創設

活動資金の支援策としては、センターが市民活動をサポートする助成金を創設することもひとつの方法です。その際、チャリティ事業の実施による収益、賛同する企業からの寄附など、財源の多様化を図り、センターの助成金の原資を確保することも重要となります。

望まれる運営のあり方

市民活動の支援を効果的に行い、協働を推進していくセンターとするためには、次のような運営のあり方が望まれます。

1 開館日時

(1) 開館日

市民の立場からは年中無休が理想となりますが、実際に運営するにあたっては、最低でも月に2～4日程度、定期的に休館日を設けることになると考えられます。その際、市民が地域活動に利用している他の公共施設とは異なる曜日を休館日とするなどの配慮が求められます。ただし、市民活動が行われることの多い土日は開館が必要です。

(2) 開館時間

開館時間は、活動グループの実態を考慮すると、午前9時から午後10時とすることが望まれます。ただし、曜日によって開館時間を変えることも考えられます。

2 運営方式

センターの運営にあたっては、民間の力を活用し、市民が自主的に行うことが望まれますが、拠点の確保や職員の雇用には大きな財源が必要となります。そこで、拠点の確保などの運営に関する基盤整備については行政が行うなど、役割分担を明確にした「公設民営」による運営方式が望ましいと考えます。ただし、市と運営主体との委託契約においては、市民の主体的運営が保証されるような工夫が重要です。

3 運営主体

(1) 運営主体の条件

センターの運営主体については、次のような条件を備えていることが必要と考えます。

民間非営利の法人であること

事業の継続性を確保しながら、運営にあたって想定される様々な契約行為を円滑に進めるためには、組織として責任の所在が明確になっている法人であることが必要です。また、市民活動や協働を理解した質の高い人材を確保するうえでは、営利法人ではなく、民間非営利の法人または民間非営利の法人と他の任意団体との共同体であることが求められます。

地域特性を活かしたネットワークが活用できること

地域の課題やニーズに的確に対応するには、多様な地域団体と連携して取り組みを進めることが重要です。そのため、幅広いネットワークをもち、地域に密着した活動を行えることが条件となります。

民間財源や寄付金の受け入れが可能であること

公設民営方式を前提とした場合、市からの資金が主要な財源となりますが、必ずしも市民活動支援に十分な財源が確保できるとは限りません。そこで、民間財源、寄附金や、自ら実施する事業の収入を、財源として受け入れられることが必要です。

政策提案機能があること

地域の課題を解決するためには、市民の側から積極的にアイデアを出していくことが大切です。そこで、市民及び市民活動団体と連携し、多様な市民の声を取り入れて、政策提案できる能力が求められます。

運営委員会が設置できること

市民の視点を重視した運営を行っていくためには、受託団体の理事会等とは別に、市民活動や協働を理解し広い視野で参画できる多様な人材で運営委員会を組織し、柔軟かつ迅速に課題に対応することが必要です。また、運営委員は、同じ人が長期間連続して関わることなく、常に新しい人が参加できるシステムが必要です。さらに、運営委員会を支える専門性の高い事務局スタッフの配置と養成ができることも条件となります。

(2) 運営主体の選定

運営主体を選定するにあたっては、公平性・公正性・透明性などを確保する必要があります。そのひとつの手段として、運営主体を公募して、公開プレゼンテーションを行い、行政職員以外も含めた複数人で審査を行う方法が考えられます。その際、市民の視点から判断できる人を審査員とする必要があります。

ただし、公開プレゼンテーションは、発表者の表現力等に審査結果が左右される可能性もあります。真に市民活動を支え、協働を推進することのできる運営主体が選定される仕組みとするためには、審査項目を市民活動や協働に関する知識や能力、地域性、団体の健全性、センター長の能力などを見極められるものにするのが重要です。また、経費面を運営主体選定の主たる要件とすることは避けるべきです。

(3) 運営主体の変更

センターを地域に密着した支援を行うことのできる場所とするには、一定期間、同一の運営主体であることが望まれます。一方で、運営の適切さを確保する観点からは、必要に応じて運営主体を変更できる仕組みも必要です。このため、運営主体には、継続性と時限性の双方が求められます。ただし、運営主体が変更されることにより先に述べた各機能が維持できなくならないように、運営状況を十分に評価したうえで、運営主体の変更について判断することが重要です。

4 運営体制

(1) 運営機関

センターが市民の立場に立脚しながら市民活動の支援と協働の推進を行っていくためには、ボランティア活動などの市民活動を実践している人、有識者、関係機関等の多様な視点を運営に取り入れることが欠かせません。そこで、こうした方々から構成される運営委員会を設置し、運営の基本方針や事業計画、予算などに関与する重要な役割を担わせることが必要です。その際、会議や会議録を公開して透明性を確保するとともに、中長期的なビジョンを立てることも大切です。

(2) センター長

センター長(センターの管理者)の条件としては、市民活動や協働への理解があり、マネジメント能力が高く、ネットワークの広いことが求められます。また、責任ある運営がなされるために、センター長は常勤であることが望まれます。

(3) スタッフ

スタッフの条件としては、まず、市民活動や協働に関する理解があることが求められます。また、中心となるスタッフについては、地域で実際に市民活動や協働事業に取り組んでいる方や、これから取り組みを始めようとする方を支えていくことのできる専門的知識や経験、技術力があることも重要です。ただし、市民の取り組みをサポートしたいという意欲があれば、専門性等はセンターの業務を遂行するなかで向上していくことも考えられます。

5 評価方法

運営のあり方や事業の実施状況を評価するにあたっては、いくつかの方法が考えられます。

まず、自主的な運営が行われるためには、運営主体が計画を立てて実行し、その効果を検証したうえで、継続的に改善していく仕組みが求められます。このような視点からは、運営主体が自らを評価する「内部評価」という方法が有効となります。

また、公平性・公正性・透明性を確保するという観点からは、行政職員・運営主体以外の第三者が客観的に評価する「外部評価」という方法が考えられます。その際、市民も評価者として参加することになります。

さらに、基盤整備などに関して、行政が運営面に一定の関与を行う場合、市民に対する説明責任の一環として、「行政による評価」も重要となります。

これらの評価方法は、それぞれ視点や目的が異なりますので、複合的に実施することが必要です。

今後の課題

1 センターの設置及び名称について

市民活動を支援する上では、センター内に会議室や団体ロッカーを設置することも有効な手段です。また、市民活動に関する様々な研修、講座を開催することも望まれます。

しかし、設置予定地のスペースが限られていることから、会議室や団体ロッカーをセンターの敷地内に設置することは困難であり、研修等も他の会場を借用して開催することになります。

そこで、将来的には、機能拡大に向けて、センターの設置場所を見直すことも視野に入れる必要があります。また、サテライト施設を設置して、センターと連携を図りながら、より幅の広い支援活動を目指していくことも考えられます。

なお、センターの名称については、目的や理念が理解されやすく、市民が親しみをもてるものになることが望まれます。

2 市職員の意識啓発について

市民活動を効果的に進めるには、市との連携や協力体制が重要となりますが、その前提として、市の職員が市民活動や協働について十分理解していることが必要です。しかし、市の現状をみると、市民活動や協働に関する職員研修が十分に実施されていないといえません。

今後、市が一体となって職員の意識啓発を積極的に行っていくことが望まれます。

3 円滑なセンター運営に向けた継続的な支援について

センターの運営については、市民の力で主体的に行われることが理想ですが、現実的には、市に一定の協力を求めることが不可欠となっています。

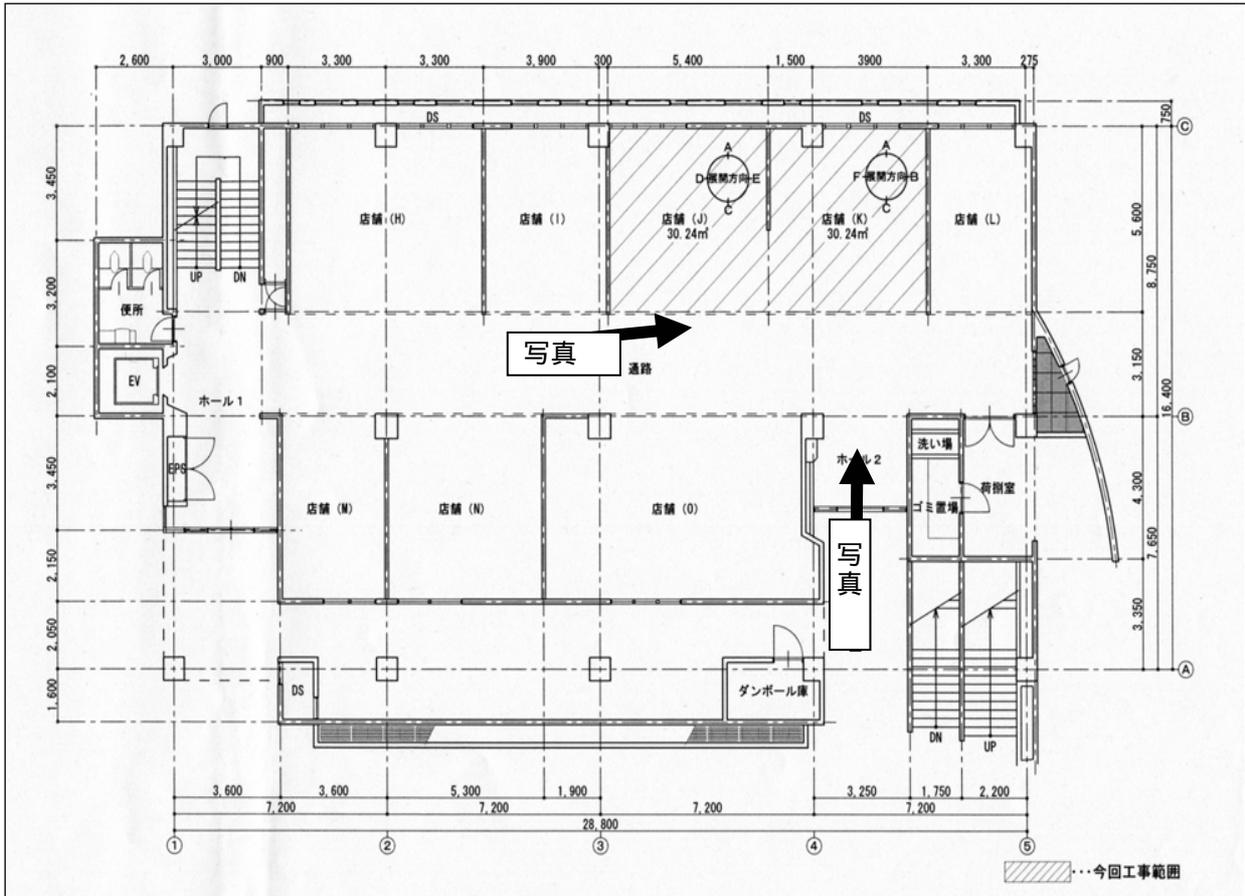
当面は、センターの円滑な運営に向けて、拠点の提供と運営のための財政措置に関し、市が継続的に支援を行っていくことが望まれます。

【 資 料 】

(仮称)市民協働推進センター設置予定地

場所:南町五丁目6番18号
 イングビル1階店舗(J)・(K)部分
 広さ:60.48㎡

イングビル1階平面図



 ... (仮称)市民協働推進センター設置予定箇所

写真 ...道路側からの様子



写真 ...予定地(現状)



西東京市協働推進検討委員会設置要綱

第1 設置

市が市民活動団体等（特定非営利活動法人、非営利の市民活動団体その他営利を目的としない団体をいう。）と協働で行う事業の活動の拠点として整備する（仮称）市民協働推進センターの運営等に係る必要な事項について、協議及び検討を行うため、西東京市市民協働推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

検討委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をする。

- (1)（仮称）市民協働推進センターの整備方針等について
- (2)（仮称）市民協働推進センターの運営等に関する必要な事項について
- (3) その他市長が必要と認めることについて

2 検討委員会は、前項により協議及び検討をした結果を市長に報告するものとする。

第3 組織

検討委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

第4 任期

検討委員会の構成員の任期は、第2の所掌事務が終了するまでとする。

第5 座長及び副座長

検討委員会に座長及び副座長を置き、それぞれ構成員の互選により決定する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

検討委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、原則公開とする。
- 3 検討委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- 4 その他検討委員会の会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 意見の聴取等

座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 謝金

市長は、第3の構成員が検討委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第9 庶務

検討委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

西東京市協働推進検討委員会委員名簿

平成 20 年 5 月 29 日現在

	氏 名	職 等	備 考
1	有馬 将由	特定非営利活動法人たま市民葬こらば代表	
2	安藤 雄太	東京ボランティア・市民活動センター副所長	座長
3	小堀 雅光	西東京青年会議所総務委員会委員長	
4	坂口 和隆	特定非営利活動法人シャプラニール = 市民による海外協力の会事務局長	
5	定盛 秀俊		公募市民
6	畑 皓二		公募市民
7	宮崎 啓子	元東大農場のみどりを残す市民の会代表	副座長
8	安岡 厚子	特定非営利活動法人サポートハウス年輪理事長	
9	山本 恵司		公募市民
10	吉田 朋子	ワーカーズ・コレクティブちろりん村代表	

(アイウエオ順 敬称略)

検討の経過

1 西東京市協働推進検討委員会

会議	日時	検討内容
第1回会議	平成20年5月29日(木) 18時30分～20時45分	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の進め方について ・座長・副座長の選出について ・(仮称)市民協働推進センターの設置予定地見学 ・(仮称)市民協働推進センターの設備について
第2回会議	平成20年6月18日(水) 8時30分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の類似施設の視察(三鷹市、調布市、武蔵野市)
第3回会議	平成20年6月26日(木) 19時00分～21時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民協働推進センターに関する検討事項の整理について ・西東京市及び他市の市民活動の状況について ・センターに必要な機能についての検討(委員によるワークショップ)
第4回会議	平成20年8月6日(水) 19時05分～21時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民協働推進センターの機能について ・(仮称)市民協働推進センターの運営体制について
第5回会議	平成20年8月21日(木) 19時05分～21時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との意見交換会(第1回)の報告について ・(仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書(案)について
第6回会議	平成20年9月22日(月) 19時00分～21時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書(案)について
第7回会議	平成20年10月29日(水) 19時00分～20時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書(案)について

2 市民との意見交換会

第1回市民との意見交換会	平成20年8月20日(水) 18時30分～21時05分	参加者20名 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ講演会「協働を進めるには？」及びこれまでの検討結果報告 ・4グループに分かれてワークショップ ・ワークショップのまとめ
第2回市民との意見交換会	平成20年10月2日(木) 18時30分～20時30分	参加者12名 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書(案)に対する意見交換

第3回協働推進検討委員会・ワークショップ概要

	Aグループ	Bグループ
コーデイネイト・ネットワーク	<p>【個人と団体のマッチング】</p> <p>活動者マッチング（人紹介）</p> <p>活動のニーズのある市民を、見つけ出す機能</p> <p>個人に対する活動の場紹介</p> <p>個人と団体のマッチング</p> <p>市民活動お見合いの場</p> <p>【団体相互のネットワーク】</p> <p>分野別連絡会</p> <p>団体相互に互いの活動がよくわかる機能</p> <p>市民団体の横の連絡機能を整備するネットワーク</p> <p>交流ネットワーク</p> <p>団体間の交流・情報交換・連携事業</p> <p>【団体と企業等のマッチング】</p> <p>資金提供者との出会いの場</p> <p>企業と市民の出会いの場</p> <p>企業と団体のマッチング</p> <p>【団体と行政等とのネットワーク】</p> <p>行政との橋渡し</p> <p>学校教育との関係作り（環境学習の市との協働）</p> <p>課長と語れる場づくり</p> <p>市の担当部署との定期的協議の場（公開）</p> <p>市役所の職員の市民意識を育てる場</p> <p>市役所の各部署の担当紹介</p> <p>市内の3つの大学との連携</p> <p>他施設とのネットワーク（コミセ・パリア・のどかなど）</p> <p>学校運協とのネットワーク（事業のマッチング）</p>	<p>【個人と団体のマッチング】</p> <p>つなぐ役割を果たす人・場</p> <p>人（＝仲介機能）事務管理</p> <p>市民とNPOとのマッチング</p> <p>何かしたい人が「何か」見つける場</p> <p>自分がしたいことを既に実施している団体を知る</p> <p>自分たちが求める支援を提供する団体を紹介</p> <p>伝言板</p> <p>【団体相互のネットワーク】</p> <p>NPOとNPOとのマッチング</p> <p>他の地域との交流窓口</p> <p>【団体と企業等のマッチング】</p> <p>NPOと企業とのマッチング</p> <p>企業等との協働・プログラム化</p> <p>【団体と行政等とのネットワーク】</p> <p>行政との協働とプログラム化</p> <p>政策提案する役割（ネットワークしながら）</p> <p>行政に対する窓口</p> <p>市内の市民活動支援の拠点との連携</p>
研修・講座（学びの場）	<p>【研修・講座等の開催】</p> <p>活動のスキルアップを教えてもらえる機能</p> <p>講座室（テーマを絞った学習。資料を後でもらえる）</p> <p>団体に対する講座の企画・実施</p> <p>資料作りや広報についてアドバイスがもらえる</p> <p>活動を広報するチラシ・HPの作成支援</p> <p>【学びの場】</p> <p>小中学生の学びの場（調べ学習できる）</p> <p>高校生の学びの場（奉仕の義務化関連）</p>	<p>【研修・講座等の開催】</p> <p>研修機会の提供</p> <p>活動入門セミナー</p> <p>運営に関するセミナー</p> <p>NPO設立セミナー</p> <p>課題別セミナー（対象別）</p> <p>書類作成やプレゼンなどを実践的に学ぶ場</p> <p>参加できる場所</p> <p>講演会の支援</p>

	Aグループ	Bグループ
場所・器材	<p>【場所】</p> <p>集いのコーナー（スペースを自由に使用し語らう） お茶コーナー（喫茶、気軽に立ち寄れる雰囲気） 託児サービス 遊具（音が出ず、動きが広がらないおもちゃ） 保育コーナー（おむつ換えシートなどをつける） くつろぎの空間（色合いや植物など考える） ミニコンサート</p> <p>【活動】</p> <p>印刷機・コピー機・紙折機の設置 製本 ホワイトボード 作業スペース（印刷物～製本） 作業スペース（使用機器チケット制） プロジェクターが欲しい（打合わせ等でも使用） パソコンコーナー。無料でインターネット利用 インターネット その場にいなくても団体間で相談等ができる機能 連絡箱 私書箱機能</p>	<p>【場所】</p> <p>話し合える場所 事務所にできる場所の提供 打ち合わせ場所 打ち合わせスペース 市民活動を育てる場であるべき（場所・ソフト） 会資室の提供 会議室 お茶は飲みたいので茶器 空調機能</p> <p>【活動】</p> <p>機材の提供・貸し出し 印刷場所 文具類、PC</p>
情報集約・提供・発信	<p>【団体情報の提供】</p> <p>団体・グループからの呼び掛け・お知らせ 自分たちの活動を広く市民に伝える機能 興味ある市民活動が市民にすぐ伝わる機能 イベント紹介スペース（身近な情報を提供する） 団体情報の交換（パンフなど） イベント情報 過去の活動が容易に閲覧できる機能 団体活動のPR（事業成果の展示など） こんなことをやっているグループを知りたい 市民活動グループなどの閲覧コーナー</p> <p>【情報の集約・発信】</p> <p>市外・都外の情報 情報として他市の協働に関する取組 市にはどのような条例・計画があるか 情報コーナー（活動に役立つ書籍などの閲覧）</p>	<p>【団体情報の提供】</p> <p>NPO法人の情報提供（市内で活動中） 情報：広報・PR 情報：お祭り・イベント 団体：活動予定表の作成 活動予定：市報に公示 活動している団体のイベント情報 団体のニュースレター</p> <p>【情報の集約・発信】</p> <p>市民活動団体の名簿作成（ファイル等） 情報の集まる仕組み 知恵が集まる場所 市内市民団体を全国にアピール・発信できる場 鮮度の高い情報 学識者の情報提供（情報開示をしている個人） 特殊技能者の情報提供</p>

	Aグループ	Bグループ
情報集約・提供・発信	<p>まちの人的資源情報</p> <p>助成金・補助金等の紹介</p> <p>活動の参考になるビデオや書籍の貸し出し</p> <p>全NPO・市民活動団体情報公開</p> <p>情報の集約（様々な団体の）</p> <p>センター機関紙の発行</p> <p>市民活動の広報（メルマガ・web・リリース）</p> <p>インターネット情報収集</p>	<p>情報収集・提供</p> <p>先進事例の情報</p> <p>情報分析</p> <p>資金援助の情報</p> <p>ボランティア情報の調査ができる場</p> <p>資料（書籍等）</p> <p>HP検索</p> <p>資金情報（助成）</p>
相談	<p>【相談】</p> <p>相談コーナー（常に相談ができること）</p> <p>団体の運営に関する相談</p> <p>日替わり相談コーナー</p> <p>資金支援策はどんなものがあるのか</p> <p>助成金・補助金等の受け方の指導</p>	<p>【相談】</p> <p>相談団体設立</p> <p>運営相談（理事会等）</p> <p>相談会の支援</p> <p>ボランティア活動への参加相談</p> <p>携帯・HP作成・アドバイス</p>
資金支援		<p>【資金支援】</p> <p>事業スタート資金</p> <p>資金（助成）支援</p>
啓発・調査・研究	<p>【調査・研究、啓発】</p> <p>調査・研究</p> <p>社会的課題に対する啓発</p>	
理念・イメージ・運営等	<p>【運営に関すること】</p> <p>運営委員会の設置</p> <p>第三者評価</p> <p>明るい笑顔のある対応の職員</p> <p>ご意見ポスト（利用者の声を聞き、応える）</p> <p>【全体を通して】</p> <p>市民活動を盛り上げる企画・事業の実施</p> <p>今までに無い市民活動が創られる場と機能</p>	<p>【理念・イメージ】</p> <p>出会いの場所</p> <p>人と人との出会いから何か生み出せるところ</p> <p>頼れる人がいる（肝っ玉かあさん）</p> <p>何か生み出す</p> <p>笑顔あふれる</p> <p>市民意識の芽生え</p> <p>次世代の市民へ継ぐ</p> <p>明るい</p> <p>やさしい</p> <p>ぽっと明るい光が見える</p> <p>自分の力に気付けるところ</p> <p>まちづくり</p> <p>西東京市の市民でよかったと思えるところ</p> <p>何か伝えられるところ</p> <p>とにかく足を運ぶ</p>

	Aグループ	Bグループ
理念・イメージ・運営等		ほっとできるところ 楽しい気分になれるところ きっかけづくり コミュニティのきっかけ 【全体を通して】 機能を限定する（物理的制約） 多くの機能を持たせない 変化に対応できるハードとソフト 柔軟性のあるハードとソフト 【運営に関すること】 市民の意見箱の設置

第1回市民意見交換会概要（ワークショップ結果）

参加者20名を4つのグループ（A～D）に分け、ワークショップを実施した。
ワークショップの結果については、以下のとおり。

	Aグループ	Bグループ
目的・理念	<p>理念と目的は別に記載。理念を明確にする必要がある。何がしたいのかを明示する。 文章は短く、市民が見てわかるように。 理念...地域課題に取り組む団体の活性化 目的...NPO等の活性化・自立した組織作りに向けたサポート</p>	<p>かゆいところに手が届く（アットホームな雰囲気づくり） 目的は協働であることを明確に</p>
センターの基本的機能	<p>【相談・情報提供】 地域活動の的確なサポート。ステップアップの助言。 常に新鮮な情報を提供する。 【調査研究、啓発、政策提案】 地域の課題が速やかに解決できる。 【コネクト・ネットワーク】 いろんな考えの人と出会え、自身が向上できる。 【場所・機材の提供】 パソコンは絶対必要。ポスト・ロッカはいらぬ。 その他...他の公共施設との違いは？</p>	<p>【調査研究、啓発、政策提案】 地域ニーズの代弁機能・課題の発信 【コネクト・ネットワーク】 横断的な交流、ネットワークのため情報発信・情報のやり取りが必要。インターネットをうまく活用した情報発信 【場所・機材の提供】 パソコン（5～10台）を設置し、スキルのある職員を配置。 会議室の確保</p>
市民活動を支援、ともに推進するための運営にむけて	<p>【運営主体の条件】 「公募」を明記する。早めに周知する必要がある。 【評価方法】 サービスの受け手による評価が必要。活動情報公開や意見聴取し、透明性を確保することが必要。 2～3年で評価を行う。必要性や優先順位で決める。</p>	<p>【運営体制】 対人スキルを持った職員。常駐職員が必要。 運営会議組織の工夫。分野別など。 【評価方法】 事業検証・評価のための評価基準の明確化 行政・自己・第三者による評価</p>
今後の課題	<p>内容は必要により変化する。作り上げていくことが必要。将来的には、センター・ボラセン・公民館などが一緒にいるとよいのでは。</p>	<p>将来的には、このセンターを中心としたサテライト方式（分室）による機能拡大。 ボランティア団体・個人との接点の構築</p>
その他	<p>予算枠を明確にしてから討議する必要がある。できないなら言っても仕方なく、空しい。 センターの文章はどこでも同様である。これでは意見が出しにくい。 新しいまちができる期待でワクワクしている。</p>	<p>気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを工夫し、アットホームな運営が必要だが、いやすいだけの単なるサロンで終わらないように目的を明確に。 一般的にはセンターのイメージがわきづらい。どう広く発信するかが重要。</p>

	Cグループ	Dグループ
目的・理念	NPOやサークルのみを対象とするのではなく、一人一人の市民を掘り起こすための情報発信・情報交換・交流が重要。潜在している市民の力を掘り起こし、地域活動へとつなげる。	公民館・社協など他の機能との差別化 西東京市ならではのセンター（市民の特性や地域特有の課題との関連） 市民と市民をつなぐ拠点であってもよい。
センターの基本的機能	<p>【相談・情報提供】 情報のキーステーションとし、人と情報の交流によって市民活動の活性化につなげる。</p> <p>【人材養成・研修】 潜在する団塊世代の力を顕在化するための地域デビュー支援（人材登録等） 活動のきっかけとなる講座や活動支援のための実践的なセミナー</p> <p>【調査研究、啓発、政策提案】 地域ニーズの把握（調査や団体の声） サークル等と含めた情報発信・交流による「協働」を普及</p> <p>【コーディネート・ネットワーク】 ボラセン・公民館・社協との連携・コーディネート</p>	<p>【調査研究、啓発、政策提案】 広報的役割</p> <p>【コーディネート・ネットワーク】 市民・行政・企業の多様な組み合わせによる協働を支援 横のつながりづくり 市民（個人含め）と行政をつなぐ役割 ボランティアがつながりたい時にコーディネート機能を発揮</p> <p>その他...団体の評価（利用する際の）</p>
市民活動を支援、ともに推進するための運営にむけて	<p>【運営体制】 主体に属するスタッフのみではなく、多様な人が参加し、厚い体制を整える。</p> <p>【運営主体の条件】 競争原理の確保</p> <p>【評価方法】 運営者も育てるという視点（将来性に期待） 透明性を確保し、市民参加による第三者機関によるセンター機能のチェック 中長期計画策定による進行管理</p>	
今後の課題	「敷居の低い」人材登録制度により、参加したい人が地域に貢献できるしくみづくり。 行政との継続的な協議会の開催 協働事業の窓口の明確化	センターの継続性 ずっと"公設"でよいのか？ 一定時限での場所の見直しの必要性 職員と話す場
その他	行政からの独立 自主財源を確保できるしくみ。有料講座など、自主財源確保のための活動を認める。	名称（幅広い協働、多様な組み合わせの協働としての名称） 入りやすい雰囲気、利用によりイングビル自体の活性化にもつながる。 グッズでも講座でもよいが、自主財源を確保するしくみが必要

用語解説

特定非営利活動促進法（NPO 法）

市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどを定め、平成 10 年 12 月に施行された法。

NPO

NPO とは、NonProfit Organization の略称で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動を行う営利を目的としない組織・団体のことを指す。なお、NPO 法人とは、平成 10 年 12 月から施行された特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいて法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な略称である。平成 20 年 7 月現在、全国の NPO 法人数は約 30,000 件である。

協働

公益的なサービスの企画や実施に関して、行政、市民、NPO、大学などが各々の特性を活かし、対等のパートナーとして協力すること。西東京市市民活動団体との協働の基本方針では、「協働」とは、市民活動団体と市とが「相互に対等な関係のもと、互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること」とされている。

市民参加条例

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくため、平成 14 年 10 月 1 日に施行された西東京市の条例。市における市民参加の基本的な考え方と市の政策立案過程における具体的な参加手続を定めている。

市民活動団体との協働の基本方針

平成 16 年 3 月に西東京市の職員向けに策定された、事業執行段階における市と市民活動団体との協働に関する基本方針。平成 20 年 2 月に市民、NPO 団体等の意見を聴取し、見直しが行われている。

CSR

CSR とは、Corporate Social Responsibility の略称で、一般的には「企業の社会的責任」と言われている。近年は、従来法令の遵守、雇用の確保あるいは有益な製品等の提供などの法的・経済的責任を超え、社会活動への関与、環境への配慮など、責任の範囲が拡大しつつある。

内部評価

事業実施主体が、自らその事業の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの。一般的に、Plan(企画立案)、Do(実施)、Check(評価)、Action(企画立案への反映)というマネジメントサイクルとして実施する。

外部評価

事業実施した者が行う事業評価等に関して、外部の学識経験者や市民が参加し、評価を行うこと。外部評価の効果として、一般的に内部評価よりも評価の規律性が強化されること、評価結果への客観性、信頼性が担保されることなどがある。

行政による評価

行政活動としての事業に関して、行政自らが目標に対する達成状況などを踏まえて、事業の効果を客観的に評価すること。評価結果は、今後の行政活動の目指すべき方向性の指針となる。

(仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書
平成 20 年 10 月

発行 : 西東京市協働推進検討委員会

事務局 : 西東京市企画部企画政策課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

Tel : 042-460-9800 Fax : 042-463-9585
